

NPO 法人 キャリアネットワーク北陸 「会員規約」

この会員規約（以下「本規約」とします）は、NPO 法人キャリアネットワーク北陸（以下「当法人」とします）と、当法人の会員（以下「会員」とします）との関係に適用します。

第 1 条（会員の定義）

会員とは、当法人のすべての種別の会員の総称です。会員種別は以下の通りです。

- (1) 正会員（通称：パートナー会員）とは、当法人の本活動の「目的」に賛同し、各種活動をともに推進する個人または法人の会員をいいます。
- (2) 一般会員とは、当法人の「活動」に賛同し、各種活動に可能な範囲で参加できる議決権を有さない個人または法人の会員をいいます。
- (3) 賛助会員とは、当法人の「目的」に賛同し、当法人活動を主に資金的に支援する意思をもつ個人または法人の会員をいいます。

第 2 条（会員の特典）

会員は、以下に掲げる特典を受けることができます。

- (1) 幅広い情報提供
 - ・メールマガジンなどの定期通信
 - ・セミナーやイベントの案内
- (2) セミナーやイベントへの割引参加
 - ・当 NPO の主催するセミナーやイベントに会員優待価格で参加できます。
- (3) 講師養成
 - ・正会員（パートナー会員）は、セミナー・講座などの講師やパネリストとして登録することができます。また定期的に開催する講師養成講座に参加できます。
- (4) 各種相談の対応
 - ・就業、起業、資格取得等の個別相談をすることができます。

第 3 条（入会申込）

入会の申込は、入会申込書もしくは当法人のホームページ上の申込フォームに必要事項を記入し、当法人に提出することによって行います。

初年度年会費の支払いは振込手続によるものとし、申込書の受領後 14 日以内に年会費の入金を事務局が確認した日を以て入会の成立とします。

なお、振込にかかる手数料は、入会申込者の負担とします。

第 4 条（年会費）

年会費は次のように定め、毎年 5 月末日までに当法人の指定口座へ振り込むものとします。

- | | |
|----------------------|----------------|
| (1) 正会員（パートナー会員）（個人） | 年会費 12,000 円 |
| (2) 正会員（パートナー会員）（法人） | 年会費 24,000 円 |
| (3) 一般会員（個人） | 年会費 3,000 円 |
| (4) 一般会員（法人） | 年会費 12,000 円 |
| (5) 賛助会員（個人） | 年会費 10,000 円／口 |
| (6) 賛助会員（法人） | 年会費 30,000 円／口 |

ただし、事業年度（4月～3月）後半（10月以降）に入会した場合は、初年度の年会費を半額とします。

第5条（入会申込の拒絶）

当法人は、入会申込者が次の各号に該当する場合は、入会を認めない場合があります。

- (1) 申込書に虚偽の事項を記載した場合
- (2) 入会申込者が以前に当法人を除名された者であった場合
- (3) 暴力団関係者その他反社会的勢力に与する者及びこれらに準ずる者である場合
- (4) 初年度年会費を指定期限日が過ぎても未納の場合
- (5) その他本法人が会員として不適切と判断した場合

第6条（会員資格及び有効期間）

- (1) 会員資格有効期間は、入会成立日から、当法人決算月末日（毎年3月末日）までとします。
- (2) 前項に定める有効期間は、会員又は当法人から申出がない限り、満了日の翌日から自動更新されます。

第7条（議決権）

当法人は年1回の定例総会と不定期に開催される臨時総会において、当法人の運営に関する決定を行います。総会の詳細については当法人の定款に定めるものとします。

- (1) 正会員には当法人の総会における議決権があります。1個人または1法人につき、1議決権です。
- (2) 一般会員、賛助会員には議決権はありません。

第8条（会員情報の変更）

会員は、入会申込書に記載された内容について変更があったときは、速やかにその旨を当法人に通知する必要があります。

第9条（会員資格の喪失）

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失します。

- (1) 本人から退会の申出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である法人または団体が解散したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、支払わないとき。
- (4) 本規約に違反したとき。

(5) 除名されたとき。

第 10 条（除名）

当法人は、会員が次のいずれかに該当する場合は、当該会員を除名することがあります。

除名の決定は当法人の理事会で議決されます。

- (1) 当法人の定款及び会員規約、その他当法人が定める規定等に違反したとき。
- (2) 他の会員の名誉、信用、プライバシー権、著作権等、その他の権利を侵害した場合。
- (3) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (4) その他、当法人が会員として不適切と判断した場合。

第 11 条（退会）

会員は、当法人が別に定める「退会届」を提出することにより、任意に退会することができます。

ただし、既に納入した年会費の返還を受けることはできません。

第 12 条（禁止事項）

会員は、当法人による活動にあたり、以下に掲げる行為を行わないものとします。

- (1) 他の会員、第三者もしくは当法人の財産及びプライバシーを侵害する行為または侵害する恐れのある行為。
- (2) 公序良俗に反する行為もしくはその恐れのある行為。
- (3) 当法人の運営・活動を妨げる行為及び信用を毀損する行為。
- (4) 会員資格の譲渡、貸与、売買等の行為。
- (5) 営業活動や営利目的、またはその準備を目的とした行為。その他、不適切と判断されるすべての行為。

第 13 条（会員規約の変更）

当法人は、理事会の議決を経て、本規約を変更することがあります。

附則

この会員規約は、令和元年 5 月 7 日から施行する。

附則

この会員規約は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。